

平成31年度 久喜市立栢間小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめを受けた児童の心身に及ぼす影響や学校生活に及ぼす影響について理解を深めるために、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

- (1) けんかやふざけ合いであっても児童が心身の苦痛を感じている場合があるため、背景にある調査を行い、いじめに該当するかしないかを判断する。
- (2) 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導がなくても再び良好な関係を気づくことができた場合等も、法が定義するいじめに該当する。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

2 いじめの防止対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの未然防止

- ア、学校の重点目標の一つに「一人一人を大切にしたい心と身体の教育の充実」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいはしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係力の素地を養うため、全て教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ、保護者や地域の方、その他の関係者との連携を図りながらいじめ防止に取り組み、児童が主体的に児童会活動をおこなえるよう支援を行う。
- エ、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置として、人権作文・人権週間等を実施する。

②いじめの早期発見のための措置

ア、いじめ調査等

いじめを早期発見するため、在籍する児童に対して定期的な調査を以下の通り実施する。

- ・児童対象いじめアンケート調査 毎月
 - ・保護者対象いじめアンケート調査 年3回（6月、10月、2月）
 - ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
- ※家庭訪問（4月）や教育相談（随時実施）を通して情報収集に努める。

イ、いじめ相談体制

児童や保護者がいじめに係る相談を行えるよう次のとおり相談体制を整える。

- ・教育相談員の活用（教育相談部会に位置付け）
- ・教頭を中心としたいじめ相談窓口の設置

ウ、いじめ防止対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するために必要な啓発活動として情報セキュリティー教室等（6月実施 高学年児童・保護者対象）を行う。また、情報教育主任を中心として毎月1回以上ネットパトロールを行い、いじめの早期発見に努める。

（2）いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「生徒指導委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。

< 構 成 員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談・心理主任、道徳教育推進教員、児童虐待キーパーソン、特別支援教育コーディネーター、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者

< 活 動 >

- いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- いじめ防止に関すること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。
- いじめを受けた児童の心身に及ぼす影響や学校生活に及ぼす影響について理解を深めること。

<開 催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

※必要に応じ、外部専門家を加え、「いじめ調査委員会」を設置する。

外部専門家（区長代表、民生委員代表、児童委員代表、主任児童委員、スクールカウンセラー、警察、児童相談所等）

②いじめに対する措置

ア、学校の教職員がいじめを発見したり、いじめの相談を受けたりした場合は、速やかに生徒指導主任に情報を報告し、生徒指導委員会を通して全職員に情報を共有する。

※いじめ防止対策推進法に基づき、学校内でのいじめに関する情報共有を怠った場合、懲戒処分の対象になり得る。

イ、児童の聞き取りを行い、事実の有無の確認を行う。各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

ウ、いじめの事実が確認された場合は、組織的対応方針を決定し、被害児童を徹底的に守り通す。

エ、いじめを行った児童に対して、人権の保護に配慮しながらいじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

オ、いじめの事実、状況、指導経過、今後の指導方針や方向性などを関係の保護者へ連絡する。

カ、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられる配慮が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

キ、いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

ク、犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

ケ、学校が最大限の努力を行ってもいじめが解決せず、他の児童の教育が妨げられている場合には、いじめを行った児童に対して出席停止の措置が講じられる。

③いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消するものではない。いじめが「解消している」状態とは、以下の2点が満たされている必要がある。

ア、いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）がやんでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間は、3ヶ月を目安とする。

イ、被害児童が心身の苦痛を受けていないこと。

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが重要である。児童や保護者に対して面談等を行い、心身の苦痛を感じていないことを確認する。

(3) 重大事態の定義

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤30日以上欠席の場合
- ⑥児童生徒・保護者から申し出があった場合

(4) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、久喜市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(いじめ問題調査委員会：生徒指導委員会、区長代表、民生委員・児童委員代表、主任児童委員、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会会長、福祉課職員、指導主事、警察、児童相談所等)

- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、教頭を窓口として事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※学校は、いじめを受けた児童や保護者に対して、調査結果を報告する責任がある。

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ①いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

(6) 「学校いじめ防止基本方針」の取扱い

「学校いじめ対策基本方針」については、栢間小学校のホームページに掲載し、保護者や地域の方が内容を確認できるような措置を行う。また、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。